

佐 本 総 発 第 5 7 号
令 和 3 年 1 2 月 2 1 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日
取調べ監督室	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

被疑者取調べの監督の実施について（通達）

被疑者取調べの監督については、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）に基づき実施しているが、適正化規則に規定される確認の対象を一部改めることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「被疑者取調べの監督の実施について（通達）」（令和元年5月24日付け佐本総発第35号）は廃止する。

記

1 被疑者取調べの監督の趣旨

被疑者取調べの監督は、捜査部門以外の部門に取調べの監督を行わせることにより、警察組織内部におけるチェック機能を発揮させ、不適正な取調べの未然防止を図ろうとするものである。

2 留意事項

(1) 被疑者取調べの監督に当たっての留意事項

- ア 厳正かつ公平を旨として行うこと。
- イ 被疑者その他の関係者の人権に配慮すること。
- ウ 必要な限度を超えて取調べ警察官（以下「取調べ官」という。）その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとならないよう注意すること。

(2) 取調べ監督官等の犯罪捜査への従事禁止

取調べ監督官及びその業務を補助する警察官は、その担当する被疑者取調べに係る被疑者に係る犯罪の捜査に従事してはならない。

(3) 連絡

本条に基づく連絡とは、捜査主任官が被疑者取調べの状況等について取調べ監督官に対して行う連絡等をいうが、被疑者取調べを指揮する警察署と被疑者取調べの監督を行う警察署とが異なる場合においては、特に、取調べ監

督官と捜査主任官の緊密な連絡を保つこと。

3 体制等

(1) 取調べ監督室

警察本部警務部総務課に「取調べ監督室」を置く。

(2) 取調べ監督官の指名等

ア 警察本部の取調べ監督官の指名

本部長は、警察本部に置く取調べ室及びこれに準ずる場所（以下「取調べ室等」という。）に係る取調べ監督官として、取調べ監督室の警視又は警部の階級にある警察官を指名する。

イ 警察署の取調べ監督官の指名

署長は、警察署に置く取調べ室等に係る取調べ監督官として、当該警察署の警務課長を指名する。

ウ 監督補助者

本部長及び署長は、取調べ監督官の業務を補助させる警察官（以下「監督補助者」という。）を指名することができるものとする。

(ｱ) 本部長の指名に係る監督補助者

- a 取調べ監督室の警部補以上の階級にある警察官のうちから指名する者
- b 交通部交通機動隊の副隊長
- c 交通部高速道路交通警察隊の副隊長

(ｲ) 署長の指名に係る監督補助者

- a 当該警察署の警務課の警部補以上の階級にある警察官のうちから指名する者
 - b 幹部派出所の警部補以上の階級にある警察官のうちから指名する者
 - c 地域課の警部補以上の階級にある警察官のうちから指名する者
- ただし、特別の理由があつて、巡査部長の階級にある者を指名する場合には、警務部総務課と協議するものとする。

(ｳ) 宿直主任による監督補助

宿直（本部連合宿(日)直及び警察署宿直）時間帯における取調べ監督官の業務については、宿直主任及び宿直副主任（巡査部長以上の階級にある警察官に限る。）をもって監督補助者とする。ただし、適正化規則に基づく措置の必要性の判断をする際には、取調べ監督官の指示を受けるものとする。

エ 巡察官

本部長は、取調べ監督室の警部以上の階級にある警察官を巡察官に指名するものとする。ただし、特別の理由がある場合には、取調べ監督室の警部補の階級にある警察官を巡察官に指名することができるものとする。

オ 取調べ調査官

適正化規則第10条の規定による調査を行う場合には、本部長は、警務部総務課の警視の階級にある警察官を取調べ調査官に指名するものとする。

(3) 指名書の交付

本部長及び署長は、取調べ監督官、監督補助者及び巡察官を指名するに当たっては、指名書（様式第1号）を交付するものとする。

4 取調べ監督官の職務

取調べ監督官は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 被疑者取調べの予定の把握
- (2) 被疑者取調べの状況の確認
- (3) 被疑者取調べの中止の要求その他の必要な措置
- (4) 巡察官が行う巡察への協力
- (5) 取調べ調査官が行う調査への協力
- (6) その他法令の規定によりその権限に属させられ、又は本部長若しくは署長から特に命ぜられた事項

5 用語の定義等

この通達における用語は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被疑者取調べ

ア 内容

被疑者取調べは、取調べ室等において警察官が行う被疑者又は被告人の取調べをいう。

イ 留意事項

- (ア) 「取調べ室」とは、警察施設内に設置された施設であって、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいい、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）第182条の2第1項に規定する「取調べ室」と同義である。
- (イ) 「これに準ずる場所」とは、取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘置所等の施設内の応接室、会議室、警察車両内等をいい、規範第182条の2第1項に規定する「これに準ずる場所」と同義である。
- (ウ) 微罪処分事件に係る被疑者取調べについては、適正化規則第6条第1項に規定する確認の対象から除く。
- (エ) 交通切符等適用事件、簡約特例書式及び特例書式を使用する交通事故事件（以下「交通切符等適用事件等」という。）に係る被疑者取調べについては、適正化規則第6条第1項に規定する確認の対象から除く。
- (オ) 微罪処分事件及び交通切符等適用事件等に係る被疑者取調べにおいて、適正化規則第3条第2号に規定する監督対象行為が行われたと疑うに足

りる相当な理由のあるときは調査を行うものとする。

(2) 監督対象行為

監督対象行為は、飽くまでも不適正な被疑者取調べにつながるおそれがある行為であって、これが行われた被疑者取調べが直ちに不適正な被疑者取調べに該当することを意味するものではない。

ア 「身体に接触すること」とは、被疑者を殴打する行為のみならず、被疑者の肩を掴む行為等をいう。

なお、「やむを得ない場合」とは、暴れる被疑者を制圧するために必要な場合や急病の被疑者を救護する場合等をいう。

イ 被疑者の身体に接触する場合以外の「直接又は間接に有形力を行使すること」とは、被疑者に対してノート類を投げつける行為や誰も座っていない椅子を蹴り上げる行為等をいう。

ウ 「殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること」とは、被疑者に対して「自白しないと家族を逮捕する」などと申し向ける行為等をいう。

エ 「一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること」とは、被疑者に対して床に正座をするよう要求すること等をいう。

オ 「便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること」とは、接見禁止中の被疑者に携帯電話により外部と連絡させたりする行為等をいう。

カ 「人の尊厳を著しく害するような言動をすること」とは、被疑者やその家族等の身体的特徴をあげつらったり、その信条や思想を侮辱する行為等をいう。

(3) 被疑者取調べ管理システム

「被疑者取調べ管理システム」（以下「管理システム」という。）とは、佐賀県警察情報管理システム上において運用するシステムで、被疑者取調べの予定及びその結果に係る情報を一元的に集約及び管理し、被疑者取調べの監督に係る業務の合理化に資することを目的として構築したものをいう。

6 実施要領

(1) 被疑者取調べの予定の把握

ア 取調べ官は、被疑者取調べを行おうとするときは、管理システムに必要な事項を入力するものとする。この場合において、捜査主任官は、当該入力が確実に行われているかについて、管理システムにより確認するとともに、被疑者取調べの予定を把握するものとする。

イ 取調べ監督官による被疑者取調べの予定の把握

取調べ監督官は、管理システムにより集約された被疑者取調べの予定に係る情報を随時閲覧し、自らの監督に係る被疑者取調べの予定を把握する

ものとする。

(2) 被疑者取調べの結果の把握

取調べ官は、被疑者取調べを終了したときは、速やかに管理システムに必要な事項を入力するものとする。この場合において、捜査主任官及び取調べ監督官は、当該入力が確実に行われているかについて、管理システムにより確認するとともに、被疑者取調べの結果を把握するものとする。

(3) 被疑者取調べの状況の確認等

ア 確認

(ア) 被疑者取調べ状況の確認は、事件指揮簿の閲覧、管理システムの確認及びその他の方法により、全ての被疑者取調べについて行うこと。

なお、取調べ状況報告書については、管理システム上の確認で足りるものとする。

(イ) その他の方法には、取調べ室等の外部からの視認も含まれるが、視認を行うに当たっては、不定期的な実施に努めること。

(ウ) 他の警察署等で捜査中の事件に係る被疑者の取調べが、自署の取調べ室等で行われる場合、取調べ監督官は、当該他の警察署等の取調べ監督官等と緊密に連絡をとり、関係書類の写しの送付を受けるなどにより、必要な資料の共有に努め、当該被疑者調べの状況を適切に確認すること。

イ 捜査主任官に対する通知等

取調べ監督官は、確認を行った場合において、監督対象行為に該当するか判然としなかったときに、捜査主任官に所要の業務指導を促すことが適当であると判断した場合は、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、当該確認の結果を通知すること。

ウ 現に監督対象行為を認めた場合の措置等

取調べ監督官は、確認を行った場合において、現に監督対象行為を認めた場合は、当該被疑者取調べに係る捜査主任官に対し、被疑者取調べの中止、業務上の指導等その他の措置を講じることを求めることができる。

エ 捜査主任官が不在等の際の措置

取調べ監督官は、ウの場合において、捜査主任官が現場にいないとき又は捜査主任官から要請があったときは、自ら取調べの中止その他の措置を講ずることができるものとする。この場合において、当該措置を講じたときは、速やかにその旨を捜査主任官に通知すること。

オ 捜査主任官の措置

捜査主任官は、自ら監督対象行為を認めた場合においては、取調べの中止その他の措置を講ずべきことはもとより、ウにより、取調べ監督官から措置要求を受けたときには、速やかにその趣旨を踏まえた適切な措置を講じ、その結果を当該取調べ監督官に通知しなければならない。

カ 確認結果等の記録

取調べ監督官は、アの確認結果及びイからオの措置状況等を管理システムに入力し、被疑者取調べ確認結果記録表（様式第2号、以下「記録表」という。）に記録すること。

キ 確認結果等の報告

取調べ監督官は、管理システムにより被疑者取調べが行われた日ごとに被疑者取調べ結果管理簿（様式第3号）を作成し、カにより作成した記録表を付して、署長（警察本部にあっては警務部総務課長）に報告すること。

(4) 報告

警察署の取調べ監督官は、監督対象行為を認めた場合及び取調べの中止その他の措置が講じられたときは、署長まで報告した上、当該内容及び措置内容等について取調べ監督室を通じて本部長へ報告すること。

なお、本部長の指名に係る取調べ監督官にあっては、警務部総務課長まで報告した上、本部長へ報告するものとする。

7 苦情の通知等

(1) 受理及び通知

警察職員が、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、捜査員にあっては捜査主任官に、留置業務に従事する職員にあっては留置主任官に、その他の警察職員にあってはその上位の職にある警察職員にそれぞれ報告すること。報告を受けた捜査主任官等は、速やかに自所属の取調べ監督官にその旨及びその内容を通知すること。

また、当該通知を受けた取調べ監督官は、当該通知が他所属の取調べ室等における被疑者取調べに係るものであるときは、速やかに当該他所属の取調べ監督官にその旨及びその内容を通知すること。

(2) 報告

取調べ監督官は、(1)の通知を受けた場合において、当該通知が自所属の取調べ室等における被疑者取調べに係るものであるときは、速やかにその旨及びその内容を所属長に報告した上、取調べ監督室に報告すること。

(3) 留意事項

ア 「苦情の申出」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第79条第1項に規定する「苦情の申出」と同義であるが、同項に規定する苦情以外の口頭による苦情のほか、本部長、署長等あての苦情等もこれに該当する。

苦情処理については、被疑者取調べの監督に関する所定の手続と併行して、「相談等の取扱いに関する訓令」（平成25年佐賀県警察本部訓令第12号）及び「相談等の取扱いに関する訓令の運用について（例規通達）」（平成25年12月2日付け佐本広発第160号）に基づき手続を行うこととなるので留意すること。

イ 被疑者取調べの監督は、被疑者取調べについての苦情の処理にも資するものであるから、被疑者取調べ監督部門は苦情担当部署、苦情処理を担当する部署等と緊密に連携すること。

8 巡察

巡察官は、月に1回程度又は本部長が必要と認めたときに、警察本部及び警察署に置く取調べ室等の巡察を行うものとし、その実施要領は、前記6(3)の手続を準用するものとする。

9 調査

取調べ調査官は、本部長の命を受け、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無についての調査を行うものとする。

(1) 資料の提出要求等

取調べ調査官は、調査に係る被疑者取調べを指揮する署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べに係る捜査主任官、取調べ官その他の職員を出頭させ、説明をさせるよう求めることができる。

(2) 調査結果報告書の作成等

調査が終了したときは、速やかに適正化規則第10条第3項に規定する調査結果報告書を作成し、当該調査結果報告書の内容を本部長に報告すること。

(3) 関係所属との連携

調査の結果、必要があると認めるときは、(2)の報告内容を関係部署に通知するものとする。

10 報告

(1) 本部長に対する報告

警務部総務課長は、月に1回以上、警察本部及び警察署に係る被疑者取調べの状況を本部長に報告すること。

(2) 公安委員会に対する報告

本部長は、公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告するものとする。

11 他の都道府県警察との連絡

(1) 被疑者取調べの実施連絡、確認結果の通知を始めとする都道府県警察間の連絡については、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規定による共助の依頼を実施するに当たり、各捜査担当部門が共助の連絡を行う場合又は受けた場合に、取調べ監督室にその旨を連絡することにより行うものとする。

(2) 取調べ監督室は、(1)の連絡を受けたときは、当該連絡に係る被疑者取調べの確認の実施、当該確認結果の連絡等について、関係する都道府県警察の取

調べ監督業務担当課と必要な調整を行うものとする。

12 文書の保存期間等

この通達に基づき作成する文書の保存期間は、3年とする。

13 取調べに係る特異事案発生（認知）時の対応

監督対象行為だけでなく、取調べに係る特異事案が発生（認知）した場合には、取調べ監督室へ速報すること。

指 名 書

(現官職)	(氏 名)

被疑者取調べ確認結果記録表

監督所属等		取調べ場所		被疑者氏名		生年月日		性別	逮捕・勾留	罪 名 等			
						(歳)							
取調べ官			所属		階級		氏 名						
取調べ	取調べ日							その他 参考 事項					
	取調べ時間				～							～	
					～							～	
					～							～	
			合計時間										
確認者			所属		階級		氏 名						
確認	視認 回数	1回目視認		4回目視認		声・音聞き取り	事件指揮簿・取調べ状況 報告書等の閲覧		捜査主任官等に対する聞き取り等				
		～		～									
		2回目視認		5回目視認									
		～		～									
	3回目視認		6回目視認										
～		～											
監督対象行為				行為の態様									
措置状況		必要があると認めるときの捜査主任官への確認結果通知					必要と認めた理由						
		現に監督対象行為を認めた場合の措置要求					捜査主任官からの通知		措置内容				
		捜査主任官が不在等の際の措置			捜査主任官への通知			措置内容					
苦 情				苦情内容									

被疑者取調べ管理簿()

														署 長 等		副署長等		取調べ監督官			
番号	取調べ場所	被疑者氏名 生年月日(年齢)・性別	逮捕 勾留	否 認	罪 名 等	事件取扱所属	取 調 べ 官		取調べ 実 施	取調べ時間		合計 時間	休憩時間		その他参考事項	確認 音	視認 回数	対象 行為	苦 情	備考	
							所属				~				~						
							係				~										
							階級				~										
							氏名				~										
											~										
番号	取調べ場所	被疑者氏名 生年月日(年齢)・性別	逮捕 勾留	否 認	罪 名 等	事件取扱所属	取 調 べ 官		取調べ 実 施	取調べ時間		合計 時間	休憩時間		その他参考事項	確認 音	視認 回数	対象 行為	苦 情	備考	
							所属				~				~						
							係				~										
							階級				~										
							氏名				~										
											~										
番号	取調べ場所	被疑者氏名 生年月日(年齢)・性別	逮捕 勾留	否 認	罪 名 等	事件取扱所属	取 調 べ 官		取調べ 実 施	取調べ時間		合計 時間	休憩時間		その他参考事項	確認 音	視認 回数	対象 行為	苦 情	備考	
							所属				~				~						
							係				~										
							階級				~										
							氏名				~										
											~										
番号	取調べ場所	被疑者氏名 生年月日(年齢)・性別	逮捕 勾留	否 認	罪 名 等	事件取扱所属	取 調 べ 官		取調べ 実 施	取調べ時間		合計 時間	休憩時間		その他参考事項	確認 音	視認 回数	対象 行為	苦 情	備考	
							所属				~				~						
							係				~										
							階級				~										
							氏名				~										
											~										